

PGM事件

明治学院大学法学部教授 渡辺 充

東京地裁令3年（行ウ）第181号，令6・9・27判決（納税者勝訴）（税務当局控訴）（TAINZ:Z888-2707）

Brush up
point

本件は，2段階の合併を経て引き継がれた未処理欠損金額と法人税法132条の2（組織再編成に係る行為又は計算の否認）の適用該当性が問題となった事案である。東京地裁は，次の判断ポイントに基づき，完全支配関係適格合併については，事業継続要件等が必要とされず，本件各合併は，組織再編税制に係る法人税法57条2項等の各規定を租税回避の手段として濫用し法人税の負担を減少させるものとはいえないとして，被合併法人の未処理欠損金額の引継ぎを認め納税者勝訴とした。なお，本件は処分行政庁により控訴されており，まだ確定していない。

- (1)組織再編税制の本質（本来の趣旨及び目的）は，組織再編成により資産を移転する前後で経済実態に実質的な変更がない場合において，その譲渡損益の計上を繰り延べて従前の課税関係を継続させるという点にある。
- (2)完全支配関係適格合併の場合には，支配関係適格合併及び共同事業適格合併とは異なるより緩和された適格合併の要件があえて定められ，従業者引継要件及び事業継続要件が必要とされなかったと解するのが相当であって，法令上，上記のような合併の場合に組織再編税制の適用を一律に否定するとの趣旨を読み取ることはできない。
- (3)完全支配関係適格合併の場合において，「合併による事業の移転及び合併後の事業の継続」が，法人税法57条2項等の適用の「前提」となっているとかが，「合併による事業の移転及び合併後の事業の継続」がない完全支配関係適格合併に同条項を適用することは，その本来の趣旨及び目的に反するなど解することはできない。
- (4)納税者X社が甲社及び乙社（合計5社）の全てを直接吸収合併するのではなく，乙社が甲社を吸収合併し（合併1），その効力発生を停止条件として，X社が乙社らを吸収合併したこと（合併2）は，「通常は想定されない組織再編成の手順や方法に基づくもの」などではなく，むしろ一般に採られている合理的な手順・方法の一つと認められる。
- (5)本件各合併については，その各部分を個別にみた場合においても，その全体をみた場合に

【動画解説】

この記事については，著者が解説動画をYouTubeにアップしており，次のQRコードから視聴できます。是非，ご覧下さい（118分）。
<https://youtu.be/1NnF3jjCI2Y>



ポイント

- ・同業類似法人の役員給与の支給状況は，施行令70条における，不相当に高額な部分の金額を算出する一つの要素にすぎない。
- ・法人は，役員の職務内容に対して，その役員給与が適正額であるということを具体的に立証することが求められる。

において、「通常は想定されない組織再編成の手順や方法に基づくもの」でも「実態とは乖離した形式を作出したりするもの」でもなく、何ら不自然なものとはいえないし、かかるスキームを採用して合併を行うことの「合理的な理由となる事業目的その他の事由」が存在することからすると、組織再編税制に係る各規定の本来の趣旨及び目的から逸脱する態様でその適用を受けるものとは認められない。

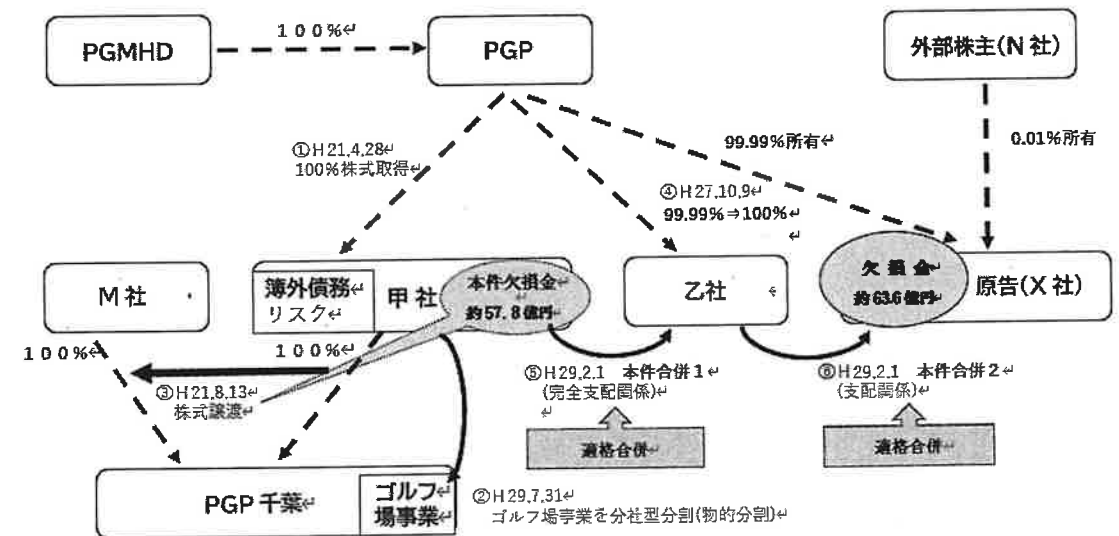
(6)本件各合併は、組織再編税制に係る法人税法57条2項等の各規定を租税回避の手段として濫用することによって法人税の負担を減少させるものとはいえず、「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」(法人税法132条の2)に当たるといことはできないから、これに該当することを前提に行われた本件各更正処分等は、いずれも違法である。

I 事実関係

〔1〕本件は、合併法人乙社が多額の欠損金を有する甲社を被合併法人とする適格合併(本件合併1)を行ったのち、原告PGMプロパティ(以下、「X社」という。)を合併法人、乙社を被合併法人とする適格吸収合併(本件合併2)を行い、X社が、法人税法2条12号の8所定の適格合併が行われた場合に適用される同法57条2項及び81条の9第2項2号の各規定により、甲社が有していた本件合併1の直前における欠損金額57億8148万7635円(本件未処理欠損金額)をX社の連結欠損金額とみなして、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの本件連結事業年度の法人税の連結確定申告及び平成28年4月1日から平成29年3月31日までの本件課税事業年度の地方法人税の確定申告をしたところ、処分行政庁の東京上野税務署長が、本件につき、法人税法132条の2の規定により、本件未処理欠損金額をX社の連結欠損金額とみなすことを認めず、本件法人税更正処分及び本件地方法人税更正処分並びに過少申告加算税の各賦課決定処分(本件各更正処分等)をしたことから、X社がこれらの処分(ただし、本件法人税更正処分については連結確定申告による連結所得金額及び納付すべき税額を超える部分、本件地方法人税更正処分については確定申告による課税標準法人税額及び納付すべき税額を超える部分)の取消しを求めた事案である。

〔2〕本件の事実関係は複雑であるが、争いのない前提事実は、次の【事実関係図①～⑥】のとおりである。

【事実関係図】



【出典】 本図は、井村旭「PGM事件・東京地裁令和6年9月27日判決」(T&Amaster2024年10月14日No1047)からの信用で、筆者がそれに加筆・修正を加えたものである。

(1) X社及びPGMグループの主な法人等

X社は、ゴルフ場の保有を主要な事業とする株式会社であって、平成16年12月頃から平成30年9月30日まではPGMHDを、同年10月1日以降はパシフィックゴルフマネージメントを持株会社とするPGMグループの構成法人の一つである。

PGMグループは、継続的に、経営破綻したゴルフ場運営会社や、ゴルフ場事業の売却を模索しているゴルフ場運営会社の買収を行っており、本件各合併の10年以上前から、買収したゴルフ場運営法人をグループ内で合併させ、子会社数を削減することを繰り返していた。

(2) 甲社の株式取得等、会社分割及び分割承継法人株式の譲渡

①パシフィックゴルフプロパティーズ(以下、「PGP」という。)は、平成21年4月28日、大手商社からゴルフ場運営会社である甲社の全株式を取得した。ただし、甲社では元代表取締役の業務上横領行為があり、これに関連した債権者からの損害賠償債務等の簿外債務が存在するリスクがあることから、PGPは、②平成21年7月31日、甲社からゴルフ場経営及びこれに付帯し又は関連する一切の事業(以下、「本件ゴルフ場事業等」という。)だけを分社型分割で切り出し、新設会社であるPGP千葉株式会社に承継させ、その対価としてPGP千葉の株式を取得し、甲社は簿外債務の管理や債権者対応等のために存続する法人とした。

その後、③甲社は、平成21年8月13日、M社にPGP千葉の株式を全て譲渡(本件株式譲渡)し、この株式譲渡によって、甲社には多額の株式譲渡損が生じ、その結果、甲社は、平成22年3月期において57億8148万7635円の欠損金(以下、「本件未処理欠損金額」という。)が生じた。なお、本件未処理欠損金額は、PGP千葉の株式を譲渡した後、四半期決算において明らかとな

ったもので、PGP千葉の株式の譲渡は、税法上損失を発生させることを当初からの目的とするのではなく、あくまで簿外債務から本件ゴルフ場事業を完全に切り離すという目的で行われた。

なお、④平成27年3月31日の時点において、PGPは、X社及び乙社の発行済株式の99.99%を保有していたが、残りの各0.01%の株式（X社のA種優先株式《議決権はないが発行日から10年を経過した日以降、普通株式への転換請求権が付与されているもの》及び乙社のA種優先株式《議決権はないが発行日から平成27年10月14日以降、普通株式への転換請求権が付与されているもの》。以下、「本件乙社優先株式という。」）は、いずれもPGMグループに属さない外部株主N社が保有していた。そこで、乙社は、平成27年10月9日、N社から本件乙社優先株式を10万円で取得した上で、これを消却した。これにより、PGPは乙社の発行済株式の全部を保有することになった。

(3) 本件合併1及び本件合併2について

⑤平成29年2月1日、乙社を合併法人、甲社を被合併法人とする適格吸収合併（以下、「本件合併1」という。）、ついで同日、⑥X社を合併法人、乙社を被合併法人とする適格吸収合併（以下、「本件合併2」という。）が行われた。

これらの合併については、本件各合併の日の前日である平成29年1月31日の時点で、甲社及び乙社の発行済株式の全部をPGPが保有し、また、X社の発行済株式のうち99.99%をPGPが保有していたので、本件合併1は完全支配関係のある法人間で行われた合併（法人税法2条12号の8イ）として、また、本件合併2は、支配関係のある法人間で行われる合併（法人税法2条12号の8ロ）として従業者引継要件及び事業継続要件を充足する形で、それぞれ税法上、適格合併として行われた。

(4) X社による申告と本件各更正処分等

X社は、本件連結事業年度の法人税について、法定申告期限までに申告したが、その際、X社は、本件各合併が、適格合併に該当し、法人税法57条2項及び81条の9第2項2号イの要件を満たしていることを前提にして、甲社が本件合併1の直前に有していた前9年内事業年度において生じた欠損金額57億8148万7635円及び乙社が本件合併2の直前に有していた未処理欠損金額5億7786万1572円の合計額63億5934万9207円を、X社の平成21年12月期から平成26年12月期及び平成28年3月期の各連結事業年度において生じた連結欠損金額とみなして、連結所得の金額の計算上、損金の額に算入した。

これに対し東京上野税務署長（処分行政庁）は、令和元年6月28日付けで、本件各合併は、法人税法57条2項等の要件を形式的には満たしているが、組織再編成を利用して本件未処理欠損金額をX社の連結欠損金額とみなして本件連結事業年度の損金の額に算入することにより税負担を減少させることを意図したものであり、法人税法の上記規定の本来の趣旨及び目的から逸脱する態様でその適用を受けるものであって、本件各合併を容認し、本件未処理欠損金額をX社の連結欠損金の当期控除額として本件連結事業年度の損金の額に算入することは「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」（法人税法132条の2）に該当する旨

判断して、本件連結事業年度の法人税の更正処分等をなした。これを不服としたX社は、所定の手続きを経て、本訴に及んだ。

Ⅱ 主たる争点と当事者の主張

※ 当事者の主張の内容は、膨大な量であるので、今回は紙幅の関係上、いつもの対比形式で表すことができず、その骨子だけを掲げる。なお、「動画解説」では、それぞれの争点につき、両当事者の主張を取り上げているので、詳しくは「動画解説」を参照のこと。

本件の争点は、本件未処理欠損金額の引継ぎが、法人税法132条の2にいう「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」（不当性要件）に該当するか否かである。両当事者は、(1)不当性要件の判断枠組み、(2)法人税法57条2項等の趣旨・目的、(3)考慮事情①（要素①）について、(4)考慮事情②（要素②）についての4つの争点につき、それぞれの主張を展開した。

納税者の主張の骨子は、甲社の経済実態は、甲社が行っていたことを「事業」と呼ぶかどうかを問わず、何らの変更も加えられないまま、本件各合併により乙社からX社へと順次引き継がれており、本件各合併の前後において「経済実態に実質的な変更がない」ことに何らの疑義もないのであるから、本件各合併における被合併法人の未処理欠損金額を合併法人に引き継がせることは、正に法人税法57条2項等の本来の趣旨及び目的に沿うものであるということである。

処分行政庁の主張の骨子は、本件各合併は、①通常は想定されない組織再編成の手順や方法に基づいたり、実態とは乖離した形式を作出したりするなど、不自然なものであり、②税負担の減少以外に合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在しないから、組織再編成を利用して税負担を減少させることを意図し、組織再編税制に係る各規定の本来の趣旨及び目的から逸脱する態様でその適用を受けるものと認められ、「組織再編税制に係る各規定を租税回避の手段として濫用することにより法人税の負担を減少させるもの」といえるから、不当性要件に該当するというものである。

Ⅲ 判決の要旨

1 東京地裁の結論

東京地裁は、まず、納税者が主張するPGMグループにおける本件ビジネスモデルが、納税者の主張のとおりであるという事実認定を行った上で、本件における法人税法132条の2の適用有無につき、それぞれの争点につき、「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」に該当するとはいえず、これに該当することを前提に行われた本件各更正処分等は違法であり、X社の請求はいずれも理由があるものとして、納税者勝訴の判決を下した。

2 不当性要件に係る判断枠組み

争点1の不当性要件の判断枠組みについては、ヤフー事件最高裁平成28年判決を踏襲し、法人税法132条の2の趣旨及び目的からすれば、いわゆる「考慮事情①＝考慮要素①」や「考慮事情②＝考慮要素②」から判断するのが相当であると、次のとおり判示した。

「①適格合併が行われた結果、未処理欠損金額が引き継がれ、租税負担が減少する場合があるというのは、組織再編成税制が予定しているものであること（むしろ、適格合併の場合に譲渡損益の計上を繰り延べて従前の課税関係を継続させることは、組織再編成税制の趣旨そのものである…）、②利益を生み出し、これを株主に対して還元することを究極の目的とする株式会社において、一定規模以上の取引をするに当たり、税務上の影響を全く考慮しないことは考え難く…むしろ、かかる考慮をしないで取引を行えば、取締役の責任を追及される事態も生じかねないのであって、株式会社が事業の目的に沿って種々の経済活動を遂行するに当たり、業務の管理・遂行上、財務上又は税務上等の様々な観点から、利益を最大化し得る方法を法令の許容する範囲内で自由に選択することができる」と解されることからすると、行為・計算の不自然性が全く認められない場合や、そのような行為・計算を行うことの合理的な理由となる事業目的等が十分に存在すると認められる場合には、他の事情を考慮するまでもなく、組織再編成税制に係る各規定を租税回避の手段として濫用したものということとはできず、不当性要件に該当すると判断することは困難である。したがって、株式会社が合理的な事業目的のある組織再編成を行うに当たり、通常は想定されない手順や方法ではなく、実態と乖離した形式を作出するものでもない、不自然性の全く認められない複数の手順や方法の中から最も税負担の少ないものを選んだとしても、そのことから直ちに組織再編成税制に係る各規定を租税回避の手段として濫用したものということとはできない【例えば、引き継がれる未処理欠損金額は、合併の時期によって差異が生ずるが（57条2項、3項、57条の2等参照）、いつ合併するかは基本的に当事者の自由であり、合併につき合理的な事業目的がある場合には、税務上の効果が最大となる時期を見定めて合併を実行したとしても、そのことから直ちに不当性要件に該当すると判断することはできないと解される。】。」

3 組織再編成税制に係る法人税法57条2項等の趣旨及び目的

次に、争点2の法人税法57条2項等の趣旨・目的についてであるが、争点2の法人税法57条2項等の適用の前提の一つである「適格合併」については、まず、次のとおり判示した。「適格合併には、大別して、企業グループ内の適格合併〔法人税法2条12号の8イ（完全支配関係適格合併）及びロ（支配関係適格合併）〕と共同事業を営むための適格合併（同号ハ。共同事業適格合併）がある。同条及びこれを受けた法人税法施行令においては、完全支配関係適格合併、支配関係適格合併及び共同事業適格合併のいずれについても、移転資産の対価として株式又は出資以外の資産の交付がされないこと（合併対価要件）が要件とされているところ、これは、株式又は出資以外の資産の交付がされる場合には、その経済実態は通常の売買取引と異なるところがなく、組織再編成の前後で経済実態に実質的な変更がないとはいえないためである

と解される。そして、企業グループ内の適格合併のうち、支配関係があるにすぎない場合（支配関係適格合併）には、上記要件に加えて、従業員引継要件及び事業継続要件が必要とされており、共同事業適格合併については、更に共同事業要件が必要とされているが、完全支配関係適格合併については、同法2条12号の8イの文言上、これら従業員引継要件及び事業継続要件等のいずれについても必要とされていない。」

すなわち、税制調査会法人課税小委員会（小委員会）が平成12年に組織再編成税制について議論した際、「組織再編成の前後で経済実態に実質的な変更がない場合には、その譲渡損益の計上を繰り延べて従前の課税関係を継続させるという組織再編成税制の基本的な考え方を基に、経済実態に実質的な変更がないか否かは、移転資産等に対する支配の継続の有無によって判断することとされた上で、資産の移転等を『個別の資産の売買取引と区別する観点』から、『資産の移転が独立した事業単位で行われること』と『組織再編成後も移転した事業が継続すること』を要件とすることが必要とされつつ、『ただし、完全に一体と考えられる持分割合の極めて高い法人間で行う組織再編成については、これらの要件を緩和することも考えられる。』との見解が示されていた。」したがって、「小委員会において示された組織再編成税制の基本的な考え方は、飽くまで、組織再編成の前後で経済実態に実質的な変更がない場合には、その譲渡損益の計上を繰り延べて従前の課税関係を継続させるというものであり、この観点から、移転資産等に対する支配が組織再編成後も継続しているものについて、譲渡損益の計上を繰り延べるというものであって、『資産の移転が独立した事業単位で行われること』と『組織再編成後も移転した事業が継続すること』が必要とされたのは、『個別の資産の売買取引と区別する観点』からにすぎない。」

この点は、本件における重要な論点である。すなわち、処分行政庁は、移転資産等に対する支配が継続している場合とは、完全支配関係適格合併の場合も含めて、合併による事業の移転及び合併後の事業の継続を前提として、被合併法人の有する未処理欠損金額の合併法人への引継ぎを認めるものと主張していたからである。

そこで、この点について東京地裁は、租税法律主義の原則に照らすと、「法人税法及びこれを受けた法人税法施行令の規定上、支配関係適格合併及び共同事業適格合併においては、従業員引継要件及び事業継続要件等が必要とされているのに対し、完全支配関係適格合併については、これら従業員引継要件及び事業継続要件等のいずれについても必要とされていない。また、法57条2項等の規定をみても、完全支配関係のある法人間の合併について、事業の継続がない場合には一律に適用がない旨をうかがわせる文言はない。」とし、「完全支配関係適格合併の場合にも『事業の継続』が一律に適用の前提となっていたことを認めるに足りる的確な証拠はない。」とした。

結論として、「完全支配関係適格合併の場合において、『合併による事業の移転及び合併後の事業の継続』が法人税法57条2項等の適用の『前提』となっているとか、『合併による事業の移転及び合併後の事業の継続』がない完全支配関係適格合併に上記規定を適用することはその

本来の趣旨及び目的に反するなど解することはでき（ず）」、処分行政庁の主張は、理由がないと断じたのである。

4 本件における不当性要件該当性の検討

(1) 甲社を合併することについて

東京地裁は、特に、PGMグループにおける本件ビジネスモデルを過去の実績からも合理的なものであると判断した上で、甲社を合併することについて、次のとおり判示し、なんら不自然なものではないとした。

「本件簿外債務に係るリスクが顕在化する可能性は、既存法人との合併により当該リスクをPGMグループ全体が引き受けることになったとしても支障がないと考えられる程度にまで低減しており、甲社を本件ビジネスモデルに基づく組織再編成の対象から除外して、既存法人と合併せずに残しておくべき特段の必要性は見いだし難くなっていたと判断したため、甲社を平成28年度に計画する本件各合併の対象会社の一つとして選定した旨の同従業員の陳述等は、十分に合理性があるものと認められる。」また、「本件買収、本件分割及び本件株式譲渡は、PGMグループにおいて、利益の追求とリスクの最小化を図る過程において行われたものであり、甲社が有し得る未処理欠損金額の引継ぎを目的として行われたものではな（く）」、「甲社を残存させず、PGMグループ内の既存法人に吸収合併することには、合理的な理由となる事業目的が十分に存在するといえる上、何ら不自然なものではない。」

(2) 本件各合併に係るスキームについて

本件は、合併1・合併2を通じ、本件未処理欠損金額を有していた甲社をX社が二段階の合併を通じて吸収したものであるが、このようなスキームで実行された本件各合併につき、組織再編税制に係る各規定を租税回避の手段として濫用することにより法人税の負担を減少させるものに当たるか否かが問題となっている。

そこで、この点につき東京地裁は、まず二段階合併について、次のとおり判示した。「会社法上、吸収合併は、単一の存続会社と単一の消滅会社との間で行われるものと整理されていることから、2社以上の消滅会社と単一の存続会社との間で一体のものとして吸収合併を行う場合であっても、各消滅会社と存続会社との間で各別に吸収合併が行われるものと整理され、吸収合併契約も消滅会社ごとに各別のものとして存在することとなっており、このような複数の吸収合併を実質的に一体のものとして行うため、実務上、同日付けで複数の吸収合併を実施する場合には、例えば、第一合併の効力発生を停止条件として第二合併を実行するなど、各吸収合併に順序を付し、その効力発生に条件を付けるという方法が採られている。このような順序及び条件の付いた合併としては、単一の存続会社が複数の消滅会社を同日に吸収合併するものだけでなく、A社をB社が吸収合併し、その効力発生を停止条件として、同日付けでB社をC社が合併するという、二段階にわたる重層的な合併も行われている。」したがって、「課税実務上も、このような整理及び合併の実務を踏まえ、三社合併が行われた場合、適格合併に当たるか否かの判定は、当該三社合併に係る個々の合併ごとに行うこととされ、三社合併に係る個々

の合併に順序が付されている場合には、私法上は原則としてその順序に応じ個々の合併の効力が生ずることとなるから、税制上もその順序どおり合併が行われたものとして、適格合併に当たるか否かの判定を行うこととされている。」つまり、「本件各合併が二段階で行われたからといって、必ずしも、通常は想定されない手順や方法が採られたということとはできない。」と判示した。

しかも、「甲社と乙社には外部株主が存在しないのに対し、X社には外部株主（L社）が存在していたから、①本件各合併のスキームを採れば、PGPに対しては、乙社の1社分の株式についてのみ、X社の株式を割当て交付すれば足りるのに対し、②仮に、本件合併1を経ずに、甲社及び乙社をそれぞれ被合併法人とし、X社を合併法人とする各合併を実施した場合には、X社と甲社との合併比率及びX社と乙社との合併比率をそれぞれ計算した上で、PGPに対して乙社と甲社の2社分の株式について、X社の株式を割り当てるが必要となると認められ、この点において、一定の事務の煩雑さがあることは否めない〔現に、X社は、本件合併2に際し、PGPに対してX社の普通株式を割当て交付しているが、乙社は、本件合併1に際し、PGPに対して乙社の株式等の交付及び割当てを行っていない。〕。これに対し、X社が直接甲社を吸収合併するのではなく、本件各合併のスキームを採ることにより、事務負担が大幅に増大するとは認められない。これらのことからすると、X社が直接甲社を吸収合併するのではなく、乙社が甲社を吸収合併した上で、X社が乙社を吸収合併したのは、客観的にみて、効率的な事務の遂行に資するものであったと評価することができる。」

したがって、処分行政庁が主張する「X社と甲社とが直接合併することを妨げる事情は見当たらず、本件各合併はあえてう遠な手順ないし方法を採用したものである」という点については、「直接合併する場合には前記…のような事務の煩雑さが生ずるし、前記イのような合併の実情をも併せ考慮すると、そもそも、X社が直接甲社を吸収合併することのみが通常の手順ないし方法であるとも、本来そうすべきであるともいえない。したがって、本件各合併のスキームについて、通常は想定されない手順や方法を採用するものであるとか、通常（本来）とは異なり、あえてう遠な手順や方法を採用するものであるなどと評価することはでき（ず）」、これらの事情を踏まえると、「X社が甲社及び乙社ら（合計5社）の全てを直接吸収合併するのではなく、乙社が甲社を吸収合併し（本件合併1）、その効力発生を停止条件として、X社が乙社らを吸収合併したこと（本件合併2）は、『通常は想定されない組織再編成の手順や方法に基づくもの』などではなく、むしろ、一般に採られている合理的な手順・方法の一つと認められる。」と判示した。

また、「甲社と乙社はいずれもPGPの完全子会社であり、完全支配関係があるから、本件合併1は、完全支配適格合併（ママ：完全支配関係適格合併）に当たると認められるのであって、そこに実態と乖離した形式の作出はみられない。処分行政庁の主張のうち、甲社から乙社に事業が引き継がれないこと（ひいては甲社からX社に事業が引き継がれないこと）を捉えて本件各合併につき実態と乖離した適格合併の形式を作出した旨をいう部分は、完全支配関係適格合

併の場合において、『合併による事業の移転及び合併後の事業の継続』が法人税法57条2項等の適用の『前提』となっているものではない上…甲社の合併には合理的な事業目的が存在するのであり…かつ、本件合併1の前後で経済実態に実質的な変更がないことからすると、採用することができない。」

なお、X社が甲社を直接吸収合併する場合には適格合併とならず、本件未処理欠損金額はX社に引き継がれないのに対し、本件各合併によれば、本件合併1及び本件合併2がいずれも適格合併であるため、本件未処理欠損金額はX社に引き継がれることとなるという点については、会社法上の吸収合併を前提とし、「合併に順序及び条件を付すに当たり、税務上の観点を考慮して順序及び条件を付すことは制限されておらず、むしろ、かかる観点も考慮して順序及び条件を付すのは通常のことと考えられる…そして、株式会社が合理的な事業目的のある組織再編成を行うに当たり、通常は想定されない手順や方法ではなく、実態と乖離した形式を作出するものでもない、不自然性の全く認められない複数の手順や方法の中から最も税負担の少ないものを採ったとしても、そのことから直ちに組織再編税制に係る各規定を租税回避の手段として濫用したものということとはできない」とした。

以上、結論として、「本件各合併は、組織再編税制に係る法人税法57条2項等の各規定を租税回避の手段として濫用することによって法人税の負担を減少させるものとはいえず、『法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの』（同法132条の2）に当たるということはできないから、これに該当することを前提に行われた本件各更正処分等は、いずれも違法である。」と判示した。

IV 解説

筆者は、本件東京地裁の判示に賛成する立場をとるが、本件PGM事件判決の特徴は、簡単にいえば、次の3点であると考ええる。(1)納税者勝訴の事件であること、(2)TPR事件の事業継続要件は租税法律主義の観点から否定されること、(3)本件は事例判決であること。

そこで、次に、判決に賛成の観点から、これらの点につき解説するものとする（なお、過去の事件における条文番号は、当時の条文番号である。）。

1 納税者勝訴の事件であること

〔1〕法人税法132条の2（組織再編成に係る行為又は計算の否認）の適用が争われた事件に、「ヤフー事件」*1、「IDCF事件」、*2「TPR事件」*3の3件がある。これらはいずれも国側の勝訴で終わっている。特に、法人税法132条の2の不当性要件については、ヤフー事件の最高裁で判断枠組みが判示されており、その重要性は格別である。なお、これらの3事件は、平成

22年度税制改正による組織再編成税制の大幅な改正の前の事件であり、平成13年の組織再編成税制が、そもそも「事業」を移転することを組織再編であると考えられて創られた制度であるのに対し、平成22年度税制改正では完全支配関係にあるグループ企業を一体として課税するグループ法人税制が新たに導入され、さらに事業の移転を前提としない適格現物分配の制度（法人税法62条の5）が導入されるとともに、事業を移転しない適格分割若しくは適格現物出資又は適格現物分配に対して、繰越欠損金の使用制限及び特定保有資産譲渡等損失額の損金不算入の特例計算が定められたことから（法人税法施行令113⑤～⑦、123の9⑨～⑪）、「事業を移転しない適格組織再編成」が存在することが明らかとなり、また、残余財産の確定に伴う繰越欠損金の引継ぎ（法人税法57②）が導入されたことから、完全支配関係内の組織再編成において法定要件でもない事業継続要件を柱に処分行政庁が戦うのはそもそも困難な背景があったと考える。このように、本件PGM事件は、まず平成22年度税制改正後の事件である点には注意を払う必要がある。

〔2〕PGM事件は、法令解釈の判断枠組みとしてはヤフー事件の判示に従いながら、後続のTPR事件の適格合併における被合併法人から移転した事業の継続要件についてはこれを否定して、納税者勝訴としている点が極めて特徴的である。ただし、本件は控訴されており結審していないので、第1審の段階における特徴であることはいうまでもない。

そこで、本判決の検討にあたり、まずは復習として、ヤフー事件における不当性要件について簡単に整理しておく。

ヤフー事件は有名な事件であり、その内容自体はここでは省略するが*4、ヤフー事件につき最高裁は、企業の組織再編において、税負担を不当に減少させる租税回避の要件についていわゆる「濫用基準」を示し、ヤフーの上告を棄却する判決を下した。最高裁は、この「濫用基準」につき、組織再編税制に係る各規定を租税回避の手段として濫用することにより法人税の負担を減少させるものと解釈し、その濫用の有無の判断に当たっては、①当該法人の行為又は計算が、通常は想定されない組織再編成の手順や方法に基づいたり、実態とは乖離した形式を作出したりするなど、不自然なものであるかどうか、②税負担の減少以外にそのような行為又は計算を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在するかどうか等の「事情を考慮」（この講学上の概念を「考慮事情①、②要件」という。）した上で、その行為又は計算が、③組織再編成を利用して税負担を減少させることを意図したものであって、④組織再編税制に係る各規定の本来の趣旨及び目的から逸脱する態様でその適用を受けるもの又は免れるものと認められるか否かという「観点」（この講学上の概念を「観点③、④要件」という。）から判断するのが相当であるとした。

すなわち、2つの考慮事情をもとに2つの観点から不当性要件をみるものであるが、この場

*1 最高裁一小平27年（行ヒ）第75号、平28・2・29判決（LEX/DB 25447796）

*2 東京高裁平26年（行コ）第158号、平27・1・15判決（LEX/DB 25447566）最高裁は上告棄却

*3 東京高裁令1年（行コ）第198号、令1・12・11判決（LEX/DB 25565150）最高裁は上告棄却・不受理

*4 渡辺充『どこでも租税法』377・378頁（税務経理協会、2023）

合、「考慮事情」はあくまで例示であり、①②やその他これと同様な事情があるときに観点③④の組織再編税制の趣旨に悖り、税負担を不当に減少させることがあった場合、法人税法132条の2はその「観点」から否認に働くことになるのである。この点のPGM事件における当てはめは、後述のⅣ-3で検討する。

2 TPR事件の事業継続要件は租税法律主義の観点から否定されること

〔1〕「TPR事件」とは、TPRが、完全子会社A社（被合併法人）との適格合併により引き継いだ未処理欠損金約11億円を損金の額に算入したところ、処分行政庁により、法人税法132条の2の適用があるとされた事件である。TPR事件の特徴は、完全支配関係がある法人間で行う合併（法人税法22の八イ、法人税法施行令4の3②）であり、かつ被合併法人から引継ぎを受ける未処理欠損金に係る特定資本関係5年超の要件（法人税法57③）を満たしていたにもかかわらず、TPRがA社合併直前に完全子会社B社を設立し、そのB社にA社の事業（棚卸資産及び従業員）を移管した上でA社を合併したことが、形式的には適格合併の要件を充たすものの、組織再編税制が通常想定している移転資産等に対する支配の継続、すなわち、「事業の移転及び継続」という実質を備えているか否かということが争点になったものである。

TPR事件東京高裁判決は、「完全支配関係にある法人間の適格合併については（法人税法2条12号の8イ）、支配関係にある法人間の適格合併におけるような従業者引継要件及び事業継続要件（同条12号の8ロ）の定めは設けられていない。」としながらも、結局は、「支配関係にある法人間の適格合併については、当該基本的な考え方に基づき、前記の従業者引継要件及び事業継続要件が必要とされているものと解され、殊更に、完全支配関係にある法人間の適格合併について、当該基本的な考え方が妥当しないものと解することはできないから、当該適格合併においても、被合併法人から移転した事業が継続することを要するものと解するのが相当である。」とし、完全支配関係にある法人間の適格合併について、事業の移転及び継続を含め検討したとしても、それが納税者の予測可能性を害するものとはならないとしてTPRの主張を採用しなかった。

このTPR事件は、最高裁が上告棄却・不受理としたので、この東京高裁の判断で確定したが、その判示内容が重要なポイントとなり、適格合併における事業継続要件は法的要件ではないにもかかわらず、それが一人歩きし、PGM事件で処分行政庁はそれを不文律であるかのようにこの事業継続要件を主張したものと考えられる。

〔2〕ただし、すでに述べたとおり、PGM事件は平成22年度の税制改正後の事件であり、そもそもTPR事件の事業継続要件の適用に適宜性がないものであり、また、百歩譲っても、当時すでに、平成21年3月19日付けで「投資法人が共同で事業を営むための合併を行う場合の適格判定について」という照会回答事例が国税庁より公表されており、事業継続要件の重要性は弱いものとなっていた。この点についてPGM事件で東京地裁は、「（この）国税庁の見解…は、従業員（ママ：従業者が本来）引継要件や事業継続要件等が法令上明文で必要とされている共同事業適格合併の該当性の判断につき、形式的にはこれらの要件を満たさない場合であっても、

合併の前後で経済実態に実質的な変更が生ずるか否かなどといった観点を踏まえてその該当性を判断するのが相当な事案があることを示唆するものといえる。このことから、組織再編税制の本質（本来の趣旨及び目的）は、組織再編成により資産を移転する前後で経済実態に実質的な変更がない場合において、その譲渡損益の計上を繰り延べて従前の課税関係を継続させるという点にあることがうかがわれるというべきである。」と判示しており、適格合併による「事業」や「事業の移転」の内容と範囲などを、厳格に考えることはしないという方針がすでにここに読み取れていたと解釈しているのである。

このようなTPR事件控訴審判決につき、今回のPGM事件では、上述したとおり、租税法律主義の観点から、「完全支配関係適格合併の場合にも『事業の継続』が一律に適用の前提となっていたことを認めるに足りる的確な証拠はない。」と断言し、完全支配関係適格合併については、法人税法2条12号の8イの文言上、従業者引継要件及び事業継続要件等のいずれについても必要とされていないと確認し、「法令上に明記されていない一律の『前提』（事実上の要件）を明確な根拠もなく想定すべきではない。」とした点の意義は、法解釈の上で極めて大きく、筆者も支持するものである。

ただし、法人税制に対する「適格作り」に組織再編税制の本来の趣旨及び目的を犯すものを認めないとするのが法人税法132条の2の趣旨であり、ヤフー事件の「観点」要件でもあるので、最終的に下記Ⅳ-3の不当性要件の当てはめを行うことは必要となる。

〔3〕なお、PGM事件は、国税不服審判所では令和2年11月2日に裁決が下されているが（【東裁（法）令2-30】TAINS:F0-2-1034）、当時類似する2つの事件があり、現在、これらの事件は各地裁に係属され、未だ判決が下されていない。これらの事件における事業継続要件の取扱いとは、次のとおりである。

1つは、国税不服審判所【大裁（法・諸）令45】令4.8.19裁決事例（TAINS:F0-2-1201）である。この事件は、青果物等の売買を行う請求人（株式会社）が、その完全子会社A社を分割法人、B社を分割承継法人として新設分割を行い、その新設分割によりA社は未処理欠損金を除き、そのほぼ全ての資産、負債、雇用契約その他の権利義務をB社に承継させ、その後、請求人がA社を吸収合併し、当該未処理欠損金を引き継いだというものである。これに対し国税不服審判所は、TPR事件の事業継続要件を判断基準とすることができたにもかかわらず、これに対する批判を意識したのか（不明であるが）、次の理由により請求人の主張を認めない裁決を下した。

「未処理欠損金額の引継ぎの趣旨が、適格合併の場合には、移転資産等に対する支配が継続されていることから、基本的に、欠損金額の繰越控除が前提とする各事業年度の間に経理方法に一貫した同一性が継続維持されているとして、合併の前後を通じた事業年度間の所得の金額と欠損金額を平準化することを認めて、従前の課税関係を継続させることにあると解されることからすれば、法人税法第57条第2項は、例えば、適格合併が企業グループ内の法人の有する未処理欠損金額の企業グループ内の他の法人への付替えと同視できるものであるなど上記適格

合併の場合に未処理欠損金額の引継ぎを認めることとした前提を欠くような場合にまで、未処理欠損金額の引継ぎを認めることを想定した規定ではないと解するのが相当である。」すなわち、本件を「未処理欠損金額の企業グループ内の他の法人への付替え」という観点からその不当性を判断したのである。本件については、大阪地裁に係属されており、未だ判決は出ていない。

2つ目は、国税不服審判所【東裁（法）令1-101】令5.3.23裁決事例（TAINS:F0-2-1231）である。この事件は、請求人（株式会社）が、完全子会社であるA社を分割し、同じく請求人の完全子会社であるC社を分割における承継法人とし、A社の一部事業を引き継がせ、その後に請求人が欠損金のあるA社を吸収合併する。同様に、請求人の完全子会社であるB社を分割し、C社を承継法人としてB社の一部事業を引き継がせ、その後に請求人が欠損金のあるB社を吸収合併するというものである。この事件において、まずTPR事件の事業継続要件につき、国税不服審判所は、「完全支配関係にある法人間の適格合併について、法人税法第132条の2の適用の有無に関し、その『法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの』との要件に係る租税回避の意図があるか否か、同法第57条第2項の趣旨及び目的から逸脱しているか否かについては、組織再編税制の基本的な考え方に基づき、事業の移転及び継続を含めて検討することが相当である。」（傍点筆者）とし、あくまで絶対的条件ではないが、1つの事情として事業継続要件を考慮すべきであるとした。そこで、本件については、「本件各合併は、事業の移転先と異なる法人に本件各未処理欠損金額のみを引き継ぐという適格合併において通常想定されていない手順や方法に基づくものであり、かつ、実態とは乖離した形式を作出するので、不自然なものである。」と結論づけ、結局はTPR事件の事業継続要件に従って請求人の主張を認めなかったのである。本件についても、現在、東京地裁に係属している。

これら2つの事件については、今後その判決が下されることになるが、本件PGM事件判示の影響を受けて事業継続要件がどのように判断されるか注目されるところである。

3 本件は事例判決であること

〔1〕上記Ⅳ-1でみたとおり、法人税法132条の2の不当性要件は、2つの考慮事情を斟酌し、2つの観点から判断されるものである。そこで、納税者も処分行政庁も上記Ⅱで示したとおり、その表現は異なるが、「考慮事情①②」、「考慮要素①②」としてそれぞれの主張を行った。しかし、東京地裁は判決文においてこれら両当事者の使用した用語を直接使うことなく、不当性の判断をしている点は面白い。この点がまず印象に残る。

次に、「考慮事情①＝考慮要素①」である。「考慮事情①」は、当該法人の行為又は計算が、通常は想定されない組織再編成の手順や方法に基づいたり、実態とは乖離した形式を作出したりするなど、不自然なものであるかどうかをいうが、処分行政庁はTPR事件の事業継続要件に固執したため、PGM事件においては、合併1における甲社は簿外債務の管理や債権者対応等のために存続する法人で、遅くとも平成25年12月以降、具体的な活動を一切行っていなかった「休眠会社」であることを強く意識した。したがって、X社は、甲社から事業の移転を受け

ない一方で、本件未処理欠損金額のみを引き継いだことになり、本件合併1、合併2という二段階の合併を“作出”したものであるとしたのである。処分行政庁が考える「濫用基準」の不当性は、休眠会社であるが故の事業継続要件の無さを主眼とし、それに合併方法の異常さという2つであった。

しかし、東京地裁は、甲社は、実際に債権者と称する者への対応を行っていたため、会社分割後も法人として残しておくべき特段の必要性があると認定しており、甲社の行っていたことを「事業」と呼ぶかどうかについては上述のとおり厳格に考えることはしないものとされていたのであるから、処分行政庁にとっては、はじめから不利な主張の展開であった。最終的に東京地裁は、「甲社を本件ビジネスモデルに基づく組織再編成の対象から除外して、既存法人と合併せずに残しておくべき特段の必要性は見いだし難くなっていたと判断したため、甲社を平成28年度に計画する本件各合併の対象会社の一つとして選定した旨の同従業員の陳述等は、十分に合理性があるものと認められる。」（傍点筆者）と判示し、考慮事情①の不自然性はないものとした。

〔2〕次に「考慮事情②＝考慮要素②」である。「考慮事情②」は、税負担の減少以外にそのような行為又は計算を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在するか否かである。

PGM事件の最大の特徴は、この考慮事情②に関するPGMグループのビジネスモデルである。すなわち、PGMグループにおいては、先に述べたとおり、経営危機に陥るなどしたゴルフ場運営法人を買収して規模を拡大させ、多数のゴルフ場を本部で集中管理し、ゴルフ用品等を一括購入するなどしてスケールメリットを追求するとともに、買収により増え続ける子会社の数を合併により削減することにより、経営の合理化・効率化を追求するというビジネスモデルにより10年以上も前からこのような事業を営んできた。その結果、買収と吸収合併が繰り返されたことになり、平成17年から本件各合併の日の前年である平成28年までの間に、PGMグループでは、合計46の法人を取得又は設立する一方、合計53ものゴルフ場保有子会社等が吸収合併され（他に、他社に売却した法人が1社）、毎年末のグループ内の法人数は、平成18年末の36をピークに、おおむね右肩下がりに減少し、平成28年末の時点では15であった。なお、平成29年から令和5年までの間でみると、取得した法人数は14、吸収合併された法人数は21であり、令和5年末の時点におけるグループ内の法人数は8であった。その中には、ゴルフ場事業を営んでいない法人も合併の対象となったほか、合併に伴って被合併法人から合併法人へ未処理欠損金額が引き継がれない合併も複数あったのである。

筆者が、本件事件をあえて“事例判決”と呼ぶのは、このような独自のビジネスモデルにより企業買収・統廃合をおこなってきたPGMグループだからこそ、本件合併1、合併2には合理的な理由となる事業目的があり、本件未処理欠損金額の引継ぎのみをもっぱら目的とした行為ではないという点にある。東京地裁も、「①適格合併が行われた結果、未処理欠損金額が引き継がれ、租税負担が減少する場合があるというのは、組織再編成税制が予定しているものであ

ること（むしろ、適格合併の場合に譲渡損益の計上を繰り延べて従前の課税関係を継続させることは、組織再編税制の趣旨そのものである。後記3参照）、②利益を生み出し、これを株主に対して還元することを究極の目的とする株式会社において、一定規模以上の取引をするに当たり、税務上の影響を全く考慮しないことは考え難く（甲64参照）、むしろ、かかる考慮をしないで取引を行えば、取締役の責任を追及される事態も生じかねないのであって、株式会社が事業の目的に沿って種々の経済活動を遂行するに当たり、業務の管理・遂行上、財務上又は税務上等の様々な観点から、利益を最大化し得る方法を法令の許容する範囲内で自由に選択することができることと解されることからすると、行為・計算の不自然性が全く認められない場合や、そのような行為・計算を行うことの合理的な理由となる事業目的等が十分に存在すると認められる場合には、他の事情を考慮するまでもなく、組織再編税制に係る各規定を租税回避の手段として濫用したものということとはできず、不当性要件に該当すると判断することは困難である（甲60参照）。したがって、株式会社が一定規模以上の取引をするに当たり、税務上の影響を全く考慮しないことは考え難く、そのような考慮をすることはむしろ当然であって、株式会社が合理的な事業目的のある組織再編成を行うに当たり、通常は想定されない手順や方法ではなく、実態と乖離した形式を作出するものでもない、不自然性の全く認められない複数の手順や方法の中から最も税負担の少ないものを探ったとしても、そのことから直ちに組織再編税制に係る各規定を租税回避の手段として濫用したものということとはできない。」（傍点筆者）と判示した。

ただし、本件PGM事件はまだ決着していないが、仮に本件が納税者勝訴で確定したとしても、本件のような長年の独自のビジネスモデルがない上で、PGM事件の成功体験だけを模倣して休眠会社の欠損金を引き継ぐようなことをしても、否認されるおそれはあることを十分承知しておかなければならない。東京地裁も「休眠会社を利用した組織再編成によって不当な租税回避行為が行われるおそれは否定できない」とし、PGM事件の個別事情を踏まえた判断であることを前提としている。

〔3〕以上のとおり、「考慮事情①、②要件」につき判断された結果、次に「観点③、④要件」の最終的な判断となるのであるが、本件PGM事件では、先に述べたとおり、東京地裁は「観点③、④要件」をことさら取り上げて判示することなく、観点③については考慮事情②と併せて、観点④については、判決の要旨Ⅲ-3にあるとおり、別途、組織再編税制に係る法人税法57条2項等の趣旨及び目的の箇所について判示している。

なお、不当性要件としては、わずかに次の判示部分が見られる。「確かに、X社が甲社を直接吸収合併する場合には適格合併とならず、本件未処理欠損金額はX社に引き継がれないのに対し、本件各合併によれば、本件合併1及び本件合併2がいずれも適格合併であるため、本件未処理欠損金額はX社に引き継がれることとなる。しかしながら、このような差異が生ずるのは、会社法上、吸収合併の当事者が2社に限られており、同日付けで複数の吸収合併が行われる場合には順序及び条件を付けるとの取扱いが行われ、課税実務上もこれを踏まえて適格合併か否かを判定していること〔認定事実(6)ア、イ〕の帰結にすぎない。また、上記のとおり合併

に順序及び条件を付すに当たり、税務上の観点を考慮して順序及び条件を付すことは制限されておらず、むしろ、かかる観点も考慮して順序及び条件を付すのは通常のことと考えられる」（傍点筆者）

したがって、本件において甲社及び乙社らを吸収合併することは、本件ビジネスモデルに基づくものであり、合理的な事業目的が十分に認められる上、本件各合併のスキームをみても、通常は想定されない手順や方法ではなく、一般に採られている合理的な手順・方法の一つと認められ、かつ、実態と形式との間に乖離はみられない以上、組織再編税制に係る法人税法57条2項等の趣旨及び目的に反するものではないとして、観点④もクリアーであるとしたのである。

以上、今回は東京地裁に賛成する立場からその解説を行ったが、いずれにしても、控訴審判断がどのようなものになるか、その結果が待たれるところである。

〔わたなべ・みつる〕